



(1)この会の目的

よりよい環境づくりのため、次の事業を行う。

- (1) 環境美化運動の推進
- (2) 生活排水浄化対策の推進
- (3) ごみ減らし運動の推進
- (4) 各種研修会の実施
- (5) その他 美化活動の推進

(2)この会の活動

項目	備考
環境美化運動	4月と10月に校区内一斉清掃
生活排水浄化対策	台所用ろ過紙の斡旋
ごみ減らし運動	
環境学習研修会	7月に現地学習
その他環境美化活動	環境美化啓発立て看板の設置



(3)この会の会則

(名称・事務局)

第1条 この会は、車尾地区環境をよくする会と称し、事務局は会長が構成員の中から委嘱する。

(組織)

第2条 この会は次の団体等をもって組織する。

- ・自治会長
- ・自治会推薦委員
- ・リサイクル推進員

(目的)

第3条 この会は、地区民（公民館の事業の主たる対象となる区域民）が健康で文化的な明るく住みよい生活を営むことができるよう「環境美化運動の推進・生活排水浄化対策の推進・ごみ減らし運動の推進・その他環境美化活動の推進・各種研修会の実施」により、よりよい環境づくりに取り組むことを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 環境美化運動の推進
- (2) 生活排水浄化対策の推進
- (3) ゴミの減らし運動の推進
- (4) 各種研修会の推進
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(役員の種類及び定数)

第5条 この会に次の役員を置く。

- ・会長 1名
- ・副会長 1名
- ・監事 2名

(役員を選任)

第6条 役員は、会員の互選により選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、この会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、会務および会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、その職務において役員たる者を除いて2年とする。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員、任期満了であっても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(会議)

第9条 この会の会議は、総会とし、会長がこれを招集する。

2 総会は、年1回開催し、必要に応じ臨時に開催する。

3 総会においては、次の号に掲げる事項を議決する。

(1) この会の事業計画および事業報告に関すること

(2) この会の予算および決算に関すること

(3) 規約の制定、改廃に関すること

(4) その他会長が総会で議決すべきであると認めた事項

(顧問)

第10条 この会に顧問を置くことができ、会長が委嘱する。

2 顧問は、会務について意見を述べ、必要により助言をすることができる。

(会計)

第11条 この会に要する経費は、補助金その他の収入をもってあてる。

2 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(附則)

1 この会則は平成25年4月1日から施行する。